

【令和7年4月1日採用】

商工会正規職員(経営指導員)採用試験 募集要項

R7.1.17

今までのスキル・経験を活かし、
島根の企業と地域を元気にしませんか！

【商工会とは】

商工会は、地域に密着した唯一の総合経済団体で、中小企業・小規模事業者の経営支援を行う公的機関です。島根県には21の商工会（下図）があり、日々事業者の経営相談や地域活性化のための事業などを行っています。環境が大きく変化する中で、地域の企業はもとより、国や県、市町村からも活躍が期待されています。

◆ 主な業務 ◆

- 企業の元気** 県知事の承認を受けた経営指導員などが、企業の経営や経理、新商品開発、販路開拓等のサポートを行っています。
- 地域の元気** 地域の「総合経済団体」として行政や関係機関と連携を図りながら、活力ある地域づくりにも取り組んでいます。



一緒に、島根を元気にしましょう！



■ ホームページに、職員の声を掲載しています。

1. 募集職種 経営指導員

2. 業務内容 地域の商工業者への経営全般のサポート等
企業が抱える経営や経理、労務、新商品開発や販路開拓などの様々な課題の解決に向けたサポートを行います。
また、地域の総合経済団体として活力ある地域づくりに取り組んでいますので、非常に幅広くやりがいのある仕事です。
業務に必要な知識は、採用後、様々な研修等を通じて習得していただきます。

3. 採用人数 1名

4. 採用予定日 令和7年4月1日

5. 勤務地 島根県内の商工会 または 島根県商工会連合会
※島根県商工会連合会で採用し、商工会連合会に配属または勤務先商工会へ出向となります。
※一定年数を勤務すると、商工会等へ人事異動があります。

6. 応募資格

- (1) 普通自動車運転免許を有する方
- (2) 採用予定日に社会人実務経験（企業等で総務、企画、営業等の経験）の年数を満たす方
 - ① 大学卒の方 最近5年間のうち2年以上
 - ② 短大卒の方 最近5年間のうち3年以上
 - ③ 高校卒の方 最近7年間のうち5年以上
- (3) 経験者を採用するため、59歳未満（採用時）で健康な方

7. 勤務条件等

- (1) 給与月額 203,804円～
（採用時の年齢、過去の職歴等により異なります。昇給あり。）
※初任給月額例 25歳（大学卒）214,679円
- (2) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当 等（規定による）
- (3) 賞与 6月、12月（昨年度実績：4.3月分/年）
- (4) 加入保険等 健康保険、厚生年金、労災及び雇用保険、退職金制度あり
- (5) 就業時間 8：30～17：15（休憩時間60分、時間外勤務あり：月平均5時間程度）
- (6) 休日等 土日祝日、年末年始（12/29-1/3）、年次有給休暇20日

8. 試験の日時・会場

区分	試験日時	試験内容	試験会場
一次試験	2月22日(土) 9:30~12:00	教養試験 小論文	島根県商工会連合会 松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階
二次試験	2月22日(土) 13:30頃~	面接試験	

9. 試験の種類

(1) 書類審査 受験資格の有無、申込書記載事項等について書類審査をします。

※ 書類審査に合格された方へ一次試験の通知をします。

(2) 一次試験

① 教養試験（択一問題と記述問題・80分）

一般教養及び経営に関連する知識

② 小論文（50分）

指定したテーマについて論文を作成

(3) 二次試験（一次試験合格者が対象）

① 面接試験 経営指導員としての適性・能力について個別面接（30分）

10. 応募手続

(1) 試験申込書

当会ホームページ（<https://shoko-shimane.or.jp>）または当会総務人事課もしくは各商工会に備え付けの「正規職員（経営指導員）採用試験申込書」に必要事項を記入（写真貼付）し、島根県商工会連合会（総務人事課）宛に提出してください。

※封筒に「正規職員（経営指導員）採用試験申込書」在中と朱書き

※提出いただいた書類は返却しません。また、申込み時に提出された「採用試験申込書」に記載された内容については、採用試験の事務以外の目的には一切使用しません。

(2) 受付期間 令和7年1月17日(金) ~ 令和7年2月14日(金) ※17時必着

(3) 受験票 期限内に受付けた方の中、書類審査合格者に「受験票」をお送りします。

11. その他

- (1) 採用後の給与・サービス等は、県内商工会で統一した基準を適用しています。
- (2) この試験の合格者は、当会の「採用候補者名簿（有効期間2年）」に登載します。
欠員が生じた場合、名簿登載者に採用を打診させていただきます。
- (3) 次のいずれかに該当する方は、受験できません。
 - ① 成年被後見人及び被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられたことがある方
 - ③ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - ④ 暴力行為の政党・団体を結成し、又はこれに加入した方

～ 業務内容や勤務条件、採用試験等、
お聞きになりたいことがあれば面談や電話などで
柔軟に対応いたしますのでお気軽にご連絡ください。～

【問合せ及び提出先】 ※受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く平日のみ）

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 島根県商工会連合会

担当：門脇

TEL(0852)21-0651 Fax(0852)26-5357

<https://shoko-shimane.or.jp/>

